

千葉県農林総合研究センターにおける競争的資金等の管理・監査に係る方針

平成 21 年 12 月 4 日 制定

平成 25 年 6 月 7 日 一部改正

平成 26 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 9 月 9 日 一部改正

1 趣旨

この方針は、農林水産省が示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 10 月 1 日付け 19 農会第 706 号 農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知、平成 26 年 12 月 18 日付け一部改正）並びに文部科学省が示した「研究費の不正な使用への対応について」（平成 18 年 9 月 4 日付け 18 文科科第 420 号の文部科学省科学技術・学術政策局長通知）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日付け 18 文科科第 829 号の同局長通知、平成 26 年 2 月 18 日付け一部改正）に基づき、千葉県農林総合研究センター（以下「センター」という。）が関係府省等から配分される競争的資金を中心とした公募型研究費、関係府省等からの受託研究費（以下「競争的資金」という。）について、効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用と適正な管理・監査を図るため、必要な事項を定める。

2 管理・監査体制等

（1）機関内の責任体系の明確化

- ① 最高管理責任者はセンター長とする。最高管理責任者は、機関全体を総括し、競争的資金の管理・運営について最終責任を負う。
- ② 統括管理責任者は次長（事務）とする。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、本場地区においては各課及び室の長、各研究所においてはその長とする。コンプライアンス推進責任者は、各課、室及び研究所における競争的資金の運営・管理について実質的な責任を持ち、構成員（④において規定する。）へ適正な運営・管理についての指導を行う。また、統括管理責任者の指示の下、競争的資金の運営・管理状況等を把握し、必要に応じて改善を指導して、その実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ④ 構成員は、競争的資金で実施される研究に携わる研究職、技術職及び事務職の職員とする。

（2）適正な運営・管理のための基準等

- ① 競争的資金の取扱いについては、「地方自治法」、「千葉県財務規則」、「千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」等の関係法令とともに、社会規範を遵守し適正に処理する。
- ② 競争的資金に係る相談窓口は、運営・管理事務については総務課に、運営・管理のル

ールについては研究マネジメント室に置く。

(3) 競争的資金等の適正な運営・管理と不正行為等への対応

- ① 不正行為等を行った職員に対する処分は、「地方公務員法」、「職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」等により行う。
- ② 不正な取引に関与した業者への対応については、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」により取り扱う。
- ③ 最高管理責任者は、センター内に不正防止計画推進部署を設置し、不正防止計画を策定する。不正防止計画推進部署は研究マネジメント室とする。
- ④ 職員による不正行為等に対する内部通報については、「千葉県職員等の内部通報に関する要綱」に定めるところによる。

(4) 通報・告発

- ① 競争的資金に係る不正行為等に関する通報や告発に関する窓口（以下「通報窓口」という。）を総務課に置く。
- ② 競争的資金に係る不正行為等に関する通報や告発は、封書、電話、FAX又は面談等により通報窓口に行うものとする。
- ③ 原則として、告発は実名にて行われ、不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的あるいは合理的理由が示されているもののみを受け付ける。
- ④ 通報窓口は、通報された情報をただちに最高管理責任者に伝達しなければならない。
- ⑤ 最高管理責任者は、告発等を受け付けた場合は、予備調査を行い告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関（競争的資金等を配分する機関）に報告する。
- ⑥ 最高管理責任者は、通報を受け付ける際には、通報の内容及び通報者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(5) 調査委員会

- ① 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査委員会を設置し、調査を実施する。
- ② 調査委員会は、統括管理責任者を委員長とし、告発者及び非告発者と直接の利害関係を有しない調査委員で構成する。調査委員は最高管理責任者が指名する。
- ③ 調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- ④ 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。
- ⑤ 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、速やかに最高管理責任者に報告する。

(6) 配分機関への報告及び調査への協力等

- ① 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- ② 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- ③ また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- ④ 上記のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。
- ⑤ また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(7) モニタリング・監査

- ① 機関全体の視点からの監査体制は、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査、行政監査によるものとする。
- ② 競争的資金等の適正な運営・管理のため、モニタリング・内部監査を実施する。内部監査は、統括管理責任者と最高管理責任者が任命した職員が、競争的資金の適正運営・管理に向けて、会計書類等を「地方自治法」、「千葉県財務規則」、「千葉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」等の関係法令とともに社会規範と照らし合わせて、適正に処理されているか定期的に確認する。また、必要に応じて臨時に監査を実施する。統括管理責任者は、監査結果を最高管理責任者に報告する。

(8) その他

この方針に定めるもののほか、競争的資金等の管理・監査に関し必要な事項は別に定める。